

議第100号

高島市訪問看護ステーションを高島市病院事業に統合することに伴う関係  
条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

---

高島市訪問看護ステーションを高島市病院事業に統合することに伴う  
関係条例の整備に関する条例

(高島市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高島市病院事業の設置等に関する条例(平成17年高島市条例第1  
77号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表を次のように改める。

区分	名称	位置
医療事業	高島市民病院	高島市勝野1667番地
介護事業	高島市介護老人保健施設 陽光の里	高島市勝野1667番地 14
	高島市訪問看護ステーシ ョン	高島市勝野680番地

第3条に次の1項を加える。

6 高島市訪問看護ステーションは、次に掲げる訪問看護事業(以下「  
訪問看護」という。)を行う。

- (1) 健康保険法第88条(大正11年法律第70号)第1項に規定する  
指定訪問看護事業
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第  
78条第1項に規定する指定訪問看護事業
- (3) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第4項に規定する  
訪問看護事業
- (4) 介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護事業
- (5) 居宅系施設との契約による訪問看護事業

(6) 障害福祉サービス事業所等における訪問看護事業

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める訪問看護事業  
第5条中「第1条第2項の区分に従い、」を削る。

第6条第2項中「(大正11年法律第70号)」および「(昭和57年法律第80号)」を削り、同項第1号中「(平成9年法律第123号)」を削り、同条第6項中「前4項」を「前5項」に改め、同項を第7項とし、同条第5項中「前3項」を「前4項」に、「および別表第2」を「、別表第2および別表第3」改め、同項を第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 高島市訪問看護ステーションにおける使用料等の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 基本利用料 健康保険法第88条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、医療保険各法により支給される訪問看護費を控除した額または高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、その額に同法第67条第1項に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 介護保険利用料 介護保険法第41条第4項または第53条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、介護保険法により支給される居宅介護サービスおよび介護予防サービス費を控除した額

(3) その他の利用料(前2号にそれぞれ加算する額) 別表第3に定める額

第9条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

付則第3項中「第9条」を「第11条」に改める。

別表第1備考中「高島市病院事業」を削る。

別表第2中「規則で」を「管理者が別に」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3(第6条関係)

高島市訪問看護ステーション使用料および手数料

区分	項目	単位	金額
第6条第5項第1号に	長時間加算料	1回の訪問看護に要する時間が90	健康保険法第88条第4項および高齢者の医療の確保に関する

加算するその他の利用料		分を超えるとき、その超える時間30分までごとに	法律第78条第4項の規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という。）の4分の1に相当する額
	休日利用加算料	規則で定める開所日以外の日に訪問看護を利用したとき、その利用した時間30分までごとに	基本療養費の4分の1に相当する額に100分の25を乗じて得た額
	交通費	1回の訪問看護ごとに	300円
	衛生材料費	当該費用を要したごとに	実費相当額
第6条第5項第2号に加算するその他の利用料	衛生材料費	当該費用を要したごとに	実費相当額

（高島市職員定数条例の一部改正）

第2条 高島市職員定数条例（平成17年高島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項第12号中「326人」を「336人」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号を同項第12号とし、同項中「1,071人」を「1,073人」に改める。

（高島市訪問看護ステーション事業特別会計条例の廃止）

第3条 高島市訪問看護ステーション事業特別会計条例（平成17年高島市条例第55号）は、廃止する。

（高島市訪問看護ステーション基金条例の廃止）

第4条 高島市訪問看護ステーション基金条例（平成17年高島市条例第91号）は、廃止する。

（高島市訪問看護ステーション等の設置および管理に関する条例の廃止）

第5条 高島市訪問看護ステーション等の設置および管理に関する条例（平

成 18 年高島市条例第 48 号) は、廃止する。

(高島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 6 条 高島市職員の特殊勤務手当に関する条例 (平成 26 年高島市条例第 11 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(特殊勤務手当の種類)

第 2 条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 行旅死亡人処置手当
- (2) 動物死体処理手当
- (3) 防疫等作業手当
- (4) 保育士等処遇改善手当

第 3 条を削り、第 4 条第 1 項中「第 2 条第 2 号」を「前条第 1 号」に改め、同条を第 3 条とし、第 5 条第 1 項中「第 3 号」を「第 2 号」に改め、同条を第 4 条とし、第 6 条を削り、第 7 条第 1 項中「第 5 号」を「第 3 号」に改め、同条を第 5 条とし、第 8 条第 1 項中「第 6 号」を「第 4 号」に改め、同条を第 6 条とし、第 9 条を削り、第 10 条を第 7 条とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) の前日までに、この条例による改正前の高島市病院事業の設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。また、施行日前に高島市訪問看護ステーション等の設置および管理に関する条例の規定により市長に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後においては、管理者がした処分その他の行為または管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。